平成30年４月から
一部の公共施設使用料を改定します

問財政課〔東庁舎〕 ☎71・2340 FAX72・3390

施設を利用する皆さんには、利用の対価として使用料を負担していただき、施設の維持管理に要する経費や運営に必要な経費の一部に充てています。

しかし、現在の施設の使用料は少額であり、多くが税金で賄われているため、結果的には施設を利用しない人の負担が多くなっています。

そこで、公平性を確保し、受益者負担の原則に基づき、施設を利用する皆さんに負担していただく使用料をより適正な金額に近づけるため、使用料改定を行います。

詳細については、市ホームページか各施設に置いている使用料改定一覧をご覧ください。

使用料を改定する公共施設

1	石部コミュニティセンター	13	石部南運動場
2	こころの街角サロンいしべ宿駅	14	下田運動広場
3	石部文化ホール	15	ゲートボール場
4	甲西文化ホール	16	菩提寺運動広場
5	雨山研修館宿場の里	17	阿星運動場
6	市民学習交流センター（サンヒルズ甲西）	18	社会福祉センター
7	雨山第二体育館	19	石部老人福祉センター
8	総合体育館	20	じゅらくの里「福祉パーク館」
9	雨山総合グラウンド	21	じゅらくの里「健康増進広場」
10	丸山運動場	22	野洲川親水公園
11	雨山テニスコート	23	石部まちづくりセンター
12	野洲川運動公園		

人権シリーズ
12月4日(月)～10日(日)は人権週間です

国連で世界人権宣言が採択された12月10日は「人権デー」に定められています。日本では、この人権デーを最終日とする1週間が「人権週間」です。

「人権」は難しいものではなく、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合うことによって守られるものです。

しかし、現実の社会では、女性だから、高齢だから、子どもだから、障がいがあるから、同和地区出身だから、外国人だからということで差別を受けることもあります。どのようにすれば、このようなことをなくせるのでしょうか。答えは一人ひとりの人権意識にかかっています。

人権のことについて悩みごとがある場合は、人権擁護委員や法務局、市役所へご相談ください。相談は無料、秘密は厳守されます。

○人権擁護課〔西庁舎〕
☎77・8512

○みんなの人権110番
☎0570・003・110

○子どもの人権110番
☎0120・007・110

○女性の人権ホットライン
☎0570・070・810

○外国語人権相談ダイヤル
☎0570・090・911

○インターネット人権相談受付窓口
http://www.jinken.go.jp/

人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

市内巡回キャンペーン

甲賀人権擁護委員協議会では、毎年人権週間中に市役所、企業、施設などを訪問し、命の尊さ、人を思いやる心、人権の大切さを伝える活動を行っています。

■**日時・場所**
12月5日(火)
・ワークステーション虹
午後1時25分～
・市役所東庁舎
午後2時10分～
・甲賀高分子株式会社
午後2時55分～

《今月は**人権擁護課**が担当しました。》